

第 72 回国際人権に関する研究会
『イスラム法と人権』 報告書

2012 年 7 月 13 日 13 時～17 時半，軽井沢開催の夏合宿において，第 72 回国際人権に関する研究会が行われた。

前半は，基礎知識の充実を目的とした個別発表に時間が当てられた。具体的には，Baderin 著「International Human Rights and Islamic Law（国際人権とイスラム法）」の重要部分について，委員が分担して事前準備をした上で，概要の報告がなされた（宮家会員，江口会員，上柳会員，東澤会員，新倉会員）。また，これに加え，人権法実務とイスラムとの観点から，難民審査及びアラブ人権憲章（永野会員），家族法（大谷会員），ムスリム情報収集国賠事件（河崎会員）のそれぞれから報告がなされた。

後半は，「イスラーム世界と『人権』」と題して，東京新聞特別報道部の田原牧記者をお招きし，お話を伺った。田原氏はエジプトのカイロ・アメリカン大学アラビア語専科留学を経て，中日新聞カイロ特派員を務められ，同志社大学一神教学際研究センター（CISMOR）客員研究員や，季刊誌『アラブ』（日本アラブ協会発行）編集委員も務められている。

田原氏のお話は該博なイスラーム法についての知識と，豊富な現地取材の経験に基づく大変興味深いものであり，その概要といえども記録者の能力を超える。そこで，特に印象に残った数点を以下に示すことで，報告と代えたい。

「人権（アラビア語でフクーク・ル・インサーン）」という言葉が現地の一般の人々に与える印象に注意しなければならない。欧米目線では，イスラーム主義者がいわゆる「人権」を抑圧している印象があるが，現地の感覚では，世俗主義を標榜する親米独裁政権による抑圧に対して，むしろ，イスラーム主義者の側が主張してきたのが「フクーク・ル・インサーン」であった。

欧米から「人権」主張の押しつけに対する拒絶感が庶民レベルで非常に強いことに注意が必要。

イスラームとはシステムである。信仰と世俗を分離すること自体が困難。また，イスラーム法は権利の体系ではなく義務の体系。義務を先に定め，それ以外は自由というのがイスラーム法の構造。この点への理解が必要。

イスラーム国家においてもイスラーム法の適用の程度にはかなりの濃淡。また，FGM のようにイスラーム法と無関係の風土的慣習がイスラーム法の問題として語られている部分もある。

イスラーム法は思われているより遥かに柔軟で解釈の余地の広い法体系。正面から「人権」概念をイスラーム法と調和させようと考えるよりも、個別の問題について、イスラーム法の内在的論理とうまく呼応する形で、議論を深め、働きかけを行い、内実をとるのがよいのではないか。

以 上